

食育を推進するための関係者の主な役割

家庭での食育に対する理解が進み、食育の取り組みが推進されるよう、各関係機関と連携・協働し、その実現を図っていきます。

保健・医療・介護関係者

- 生活習慣病の発症・重症化の予防
- 乳幼児の発達等に応じた指導・支援
- 正しい知識の普及・啓発
- 専門的な助言を通じた地域での食育活動への支援

ボランティア等

- 地域での普及啓発活動
- 食文化の伝承
- 食に関する知識の普及
- 地産地消への取り組み
- 共食の機会の提供

消費者団体

- 地域での普及啓発活動
- 食に関する知識等の普及
- 食に関する情報発信
- 地産地消への取り組み

行政

- 健診や保健指導等を通じた指導・支援
- 相談事業や教室・講座の開催を通じた正しい知識の普及・啓発
- 関係機関・団体と連携した普及・啓発
- 食環境の充実のための関係機関・団体への働きかけ
- 食品の監視指導や検査、農薬の適正使用の指導
- 地産地消の推進

家庭(市民)

- 自分自身や家族の健康に配慮した食生活
 - 基本的な生活習慣の習得
 - 食文化の伝承
 - 環境に配慮した食生活
- 食の楽しみ ●食への感謝
- 地産地消への取り組み
- 食に関する体験活動

保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校等

- 食を通じた健康づくりへの支援
- 食文化の伝承
- 食事のマナーや食に関する知識や技術の習得
- 食の楽しみ ●食への感謝
- 発達段階に応じた学習や体験活動

企業

- 健診の実施や働く人への食を通じた健康づくり支援
- 社内広報等を通じた正しい知識の普及・啓発
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 社員食堂での栄養成分表示等の取り組み

飲食店・食品関連事業者

- 健康に配慮した商品・メニューの提供
- 食文化の伝承
- 地産地消への取り組み
- 食の安全・安心への取り組み

生産者

- 安全・安心な食材の生産・安定供給
- 生産者・商品情報の積極的な提供
- 地域や家庭へ向けた情報提供や啓発
- 体験活動の提供 ●地産地消の推進

第三次北九州市食育推進計画(概要版)問い合わせ先

- 保健福祉局健康推進課 …………… TEL 093-582-2018
- 産業経済局農林課 …………… TEL 093-582-2078
- 子ども家庭局保育課 …………… TEL 093-582-2412
- 教育委員会企画調整課 …………… TEL 093-582-2357

第三次北九州市食育推進計画の全文はホームページにてご覧いただけます。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17200369.html>



北九州市印刷物登録番号第 1910162C号

第三次北九州市食育推進計画

(令和元年度～令和5年度)



北九州市では、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育計画として、令和元年度から令和5年度を計画期間とする「第三次北九州市食育推進計画」を策定しました。
第三次計画では、第一次計画からの取組による成果と課題、北九州市民の食生活の現状を踏まえ、基本理念を具体化する3つの「政策の柱」を掲げ、さらなる食育の推進に取り組めます。

基本理念

家庭や地域、関係機関等と連携して食育を推進し、市民一人ひとりが、食育に関心を持ち健全な食生活を実践することによって、健康な心身と豊かな人間性を育み、生涯にわたって生き生きと暮らすことができる社会の実現を目指します。

3つの政策の柱

食育の推進による健康で生き生きとした食生活の実践

健康寿命の延伸につながる食育の推進や、多様な暮らしに対応した食育の推進に取り組めます。

食にまつわる社会環境の整備

望ましい食生活を送るための食環境の整備や、社会全体で食育を推進する体制の整備、食への感謝と食文化の伝承や普及に取り組めます。

生産から消費までの食の循環と食の安全・安心

地産地消の推進や、食の循環や環境に配慮した食生活の実践、食の安全性の確保に取り組めます。

北九州市